

○ 石川県少年警察活動に関する訓令の全部改正について（通達）

〔平成19年12月7日少甲達第39号〕
警察本部長から部課署長宛て

- 対号1 昭和31年6月5日付け発青防第491号、発捜第319号「触法少年事案の取扱いについて（通達）」
- 対号2 平成5年12月15日付け少発第540号、務発第1490号、防発第564号、生保発第899号、捜一発第804号、捜二発第570号、公発第291号、交指発第1688号「少年事件捜査指導官の設置について（通達）」
- 対号3 平成14年12月20日付け少甲達第50号「石川県少年警察活動に関する訓令の運用について（通達）」

少年警察活動については、石川県少年警察活動に関する訓令（平成14年石川県警察本部訓令第20号。以下「訓令」という。）に基づき実施しているところであるが、少年法（昭和23年法律第168号。以下「法」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）の一部改正に伴い、今般、訓令について全部改正を行ったもので、その趣旨、改正要点及び主な規定の留意事項等は次のとおりであるので、周知徹底の上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

第1 改正の概要

法、規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）等諸規定の整備に伴い、従来警察法2条を根拠として行ってきた触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査について、警察官及び警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した警察職員による調査権限をはじめとして、調査に伴う呼出し、取調（質問）等の諸活動に関する根拠が明文化された。

また、新たな権限として、触法少年に係る事件（以下「触法少年事件」という。）についての押収、捜索、検証及び鑑定嘱託に関する強制調査権限及び触法少年事件の押収物に係る処分権限が付与された。

第2 改正の主な要点

1 本部長等の職務（訓令第8条関係）

従来は少年課長及び警察署長（以下「署長」という。）の職務として規定していたこの条の職務について、少年課長を改め、本部長及び署長と改めた。

2 署長等の職務（訓令第9条関係）

署長（警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあつては、当該職員の属する所属の長。以下「署長等」という。）の新たな職務として、少年又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査・調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法の決定を追加した。

3 少年事件指導官（訓令第12条関係）

名称を「少年事件捜査指導官」から「少年事件指導官」に改めるとともに、その職

務について、より具体的に規定した。

4 少年事件選別主任者等（訓令第13条関係）

本部長による少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者の指定について規定するとともに、署長等が少年事件選別主任者の意見を聴く場合を追加した。

5 関係機関との連絡（訓令第35条関係）

犯罪少年に係る事件(以下「犯罪少年事件」という。)の捜査及び触法少年事件の調査(以下「触法調査」という。)並びにぐ犯少年に係る事件(以下「ぐ犯少年事件」という。)の調査(以下「ぐ犯調査」という。)を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校等の関係機関と連絡を密にしなければならないことを規定した。

6 犯罪少年事件の捜査

(1) 犯罪少年事件の捜査の基本（訓令第39条関係）

犯罪少年事件の捜査に当たっての心構え、基本的事項等について規定した。

(2) 呼出し上の留意事項（訓令第40条関係）

捜査のための呼出しについて、その方法、出頭すべき日時、場所等必要な事項を呼出人に確実に伝達することを規定した。

(3) 取調べ上の留意事項（訓令第41条関係）

少年の被疑者の取調べを行うときは、原則として、保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に連絡すること及びやむを得ない場合を除き、当該少年と同道した保護者その他当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者を立ち合わせることに留意すること等を規定した。

(4) 強制措置等の制限（訓令第42条関係）

少年の被疑者について、できる限り強制の措置を避けること及び強制の措置を執行する際の留意事項等を規定した。

7 触法調査

(1) 触法調査の基本（訓令第47条関係）

触法調査に当たっての心構え、基本的事項等について規定した。

(2) 触法調査を行うことができる職員（訓令第48条関係）

触法調査に当たる者として本部長が指定する少年警察補導員の要件及び当該職員が調査できる事項について規定した。

(3) 調査主任官（訓令第49条関係）

触法調査における調査主任官の指名、任務及び指名上の留意事項等について規定した。

(4) 付添人の選任等（訓令第50条関係）

触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者(以下(5)、(6)及び(7)において「少年」という。)又は保護者に対しては付添人に関する制度について説明するよう配慮すること等について規定した。

(5) 呼出し上の留意事項（訓令第51条関係）

触法調査のため少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっての留意事項及び呼出簿の作成等について規定した。

(6) 質問上の留意事項（訓令第52条関係）

触法調査のため、少年に質問するに当たっての留意事項、保護者等への連絡及び少年の保護者その他当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮すること等について規定した。

(7) 強制の措置等（訓令第54条関係）

触法調査に係る捜索、差押、検証等の令状請求手続、触法調査においてはできる限り強制の措置を避けること及び強制の措置を決定する場合の留意事項等について規定した。

(8) 還付公告等（訓令第55条関係）

触法調査に係る押収物の還付公告制度について規定した。

(9) 強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置（訓令第56条関係）

被疑者の年齢が判明しないため、その事件について令状の発付を得ている場合で、捜査の過程において触法少年事件であることが判明した場合の措置等について規定した。

(10) 児童相談所への送致、通告（訓令第57条及び第58条関係）

触法調査の結果、触法少年事件を送致又は通告する場合の要領及び留意事項等について規定した。

(11) 指導教養（訓令第61条関係）

本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対して、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する定期的な指導教養を行うことについて規定した。

8 ぐ犯調査

(1) ぐ犯調査の基本（訓令第62条関係）

犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（以下(4)において「少年」という。）を発見した場合の心構え、ぐ犯調査に当たっての心構え、基本的事項等について規定した。

(2) ぐ犯調査を行うことができる職員（訓令第63条関係）

触法調査を行うことができる警察職員として、本部長が指定した少年警察補導員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができること等について規定した。

(3) 調査主任官（訓令第64条関係）

ぐ犯調査における調査主任官の指名、任務等について規定した。

(4) 呼出し・質問上の留意事項（訓令第65条関係）

ぐ犯調査のため少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっての留意事項、少年を呼出し、質問するに当たっての保護者等への連絡、留意事項及び呼出簿の作成等について規定した。

(5) 低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮（訓令第66条関係）

低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に、その特性にかんがみ、心情と早期立ち直りに配慮すること及び呼出し、質問する際の留意事項等について規定した。

(6) 指導教養（訓令第71条関係）

本部長又は署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うことについて規定した。

9 児童虐待（訓令第81条関係）

児童虐待事案に対しては、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図ることを規定した。

10 記録（訓令第82条～第87条関係）

少年警察部門に少年事件処理簿、少年事案処理簿、少年相談受理簿、呼出簿、令状請求簿、少年カードを備付け、事件、事案等の処理、少年相談の取扱、触法調査等のための呼出し及び令状を請求した際の状況等について明らかにしておくこと等を規定した。

第3 主な規定に係る留意事項

1 本部長等の職務（訓令第8条関係）

本部長及び署長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たり、次の職務を行うものとする。

- (1) 職員の合理的配置、装備資機材・施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めること。
- (2) 少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせること。
- (3) 少年警察活動がすべての警察部門にかかわる警察活動であることにかんがみ、職員に対して教養を実施すること。

2 署長等の職務（訓令第9条関係）

署長等は、所属職員が行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案における次の事項について自ら行うこと。ただし、本部長が直接指揮すべき事件又は事項として本部長が定めたものを除く。

- (1) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査・調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法を決定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。
- (3) 関係機関への送致若しくは送付又は通告（以下「送致等」という。）その他の措置を決定すること。
- (4) 関係機関への送致等に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (5) 継続補導の要否を決定すること。
- (6) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
- (7) その他署長等が特に必要と認めること。

3 少年事件指導官（訓令第12条関係）

少年課に少年事件指導官を置くものとし、本部長は、非行少年に係る事件の捜査・調査が少年の特性に特に配慮しつつ行われるよう、次に掲げる事項を実施させるものとする。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官に対する指導

犯罪少年事件のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。以下同じ。）であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査・調査を行う事件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査の遂行のために必要な指導を行うこと。

(2) 他部門に属する指導官等との密接な連絡等

犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの、本部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査・調査を行うものについて、前記(1)と同様の指導が的確に行われるよう助言すること。

(3) 少年事件選別主任者に対する指導及び教養

少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

4 少年事件選別主任者等（訓令第13条関係）

(1) 指定

署長等による措置の選別、処遇意見等の決定が少年の特性について十分踏まえたものとなるよう、本部長は、少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者を指定するものとする。

(2) 意見を聴く場合

署長等は、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。また、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっても、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ配慮すべき事項等について、その意見を聴くものとする。

なお、次に規定する事項については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

ア 交通法令違反に係る少年事件又は触法少年に係る事件

イ 交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条の罪に該当する少年事件又は触法少年に係る事件

5 少年事件の捜査及び調査の担当部門（訓令第30条関係）

(1) 担当部門

犯罪少年事件の捜査、触法調査及びぐ犯調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことにかんがみ、原則として少年警察部門に属する警察官に担当させるものとする。

なお、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査・調査を行わせることが適当な事件の例としては、訓令第30条各号に定める事件等が挙げられる。

(2) 少年事件選別主任者による事件の把握

本部長又は署長は、上記の場合において、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、その経過について常に把握させるものとする。

(3) 捜査の支援等

本部長又は署長は、非行少年に係る事件の捜査・調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合、必要があると認めるときは、少年に対する取調べ又は質問を少年警察部門に属する警察官に行わせることについても配慮するほか、次に定める必要な支援等を行わせるものとする。

ア 少年の特性に配慮した捜査・調査の実施のために必要な指導教養又は助言

イ 少年の取調べ又は質問の用に供するための適切な場所の提供

6 関係機関との連絡（訓令第35条関係）

犯罪少年事件の捜査を行うに当たっては必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。この場合においては、本部長又は署長の指揮の下に行うものとする。

触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じて、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ進めなければならない。

7 措置の選別及び処遇意見（訓令第37条関係）

署長等は、非行少年について、関係機関への送致等の措置をとるべきか、少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致のいずれによるべきか、送致等の措置をとる場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するとともに、送致等（簡易送致を除く。）の措置をとる場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

なお、署長等は、措置の選別及び処遇意見の決定に当たっては、訓令第37条第3項に定める事項を勘案するとともに、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。この場合、再非行のおそれについては、捜査・調査の結果から客観的に判断するとともに、通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

8 送致又は通告に関する留意事項（訓令第38条関係）

非行少年を関係機関に送致等するに当たっては、必要に応じ、少年及びその保護者等に対して、送致等の趣旨について説明し、及び今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等をする少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致等先の機関において、速やかに法又は児童福祉法の規定による措置がとられるよう連絡するものとする。

9 犯罪少年事件の捜査

(1) 犯罪少年事件捜査の基本（訓令第39条関係）

犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たること。また、少年の特性を考慮し、特に、他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

(2) 呼出し上の留意事項（訓令第40条関係）

捜査のため、少年の被疑者、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、下記の

事項に留意すること。

ア 方法及び伝達事項等

電話、呼出状（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）別記様式第7号に規定する呼出状をいう。）の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、要件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年の被疑者又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

イ 保護者等への連絡

捜査のために少年の被疑者を呼び出す場合においては、原則として、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

なお、ただし書の「連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるとき」の例としては、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれがある場合、就業先を解雇されるおそれがある場合、逃亡又は証拠隠滅のおそれがある場合等が挙げられる。

ウ 配慮事項

呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等訓令第39条第3項定める事項について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮すること。また、被害者その他の参考人として少年を呼び出すときについては、上記事項のほか警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮すること。

エ 呼出簿の作成

少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、必ず、呼出簿（規範別記様式第8号に規定する呼出簿をいう。）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(3) 取調べ上の留意事項（訓令第41条関係）

少年の被疑者の取調べを行う場合においては、下記の事項に留意すること。

ア 基本的留意事項

少年の被疑者の取調べを行う場合の場所、時刻、立会い、言葉遣い等については、訓令第41条第2項に定める事項に留意すること。

イ 立会い等

(ア) 保護者等への連絡

少年の被疑者の取調べを行うに当たっては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。ただし書の趣旨については、9(2)イに定めるところによる。

(イ) 保護者等の立会い

少年の被疑者の取調べを行う場合は、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切と認められる者を立ち合わせることに留意するものとする。これは、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相

を明らかにし、事後の効果的な指導育成の効果을期待するという主旨に基づくものである。

「適切と認められ得る者」の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられるが、適切と認められる者であるかどうかは、あくまで少年の保護又は監護の観点から判断されるものであり、少年を保護又は監護すると通常いえない者は含まれない。

保護者その他適切な者の立会いについては、個別の事案に即し、この趣旨に沿って対応すべきものである。

ウ 参考人の取調べ

被害者その他の参考人として少年の取調べを行うときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、取調べに伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮すること。

(4) 強制措置の制限（訓令第42条関係）

少年の被疑者については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないように配慮するものとする。

10 触法調査

(1) 触法調査の基本（訓令第47条関係）

触法調査については、法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

ア 非行事実の解明

少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提である。少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号。以下「改正法」という。）によって、警察官に捜索、差押え等の権限が認められたところであるが、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、これらを適正に運用し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。

イ 少年の特性への配慮

触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。この場合、「可塑性」とは、少年の健全育成の関係では、少年が非行から立ち直る可能性を、「迎合する傾向にある」とは、少年は質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。

ウ 低年齢少年の特性に対する特段の配慮

低年齢少年は、被誘導性（例えば質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自らの認識等を曲げ、質問者の誘導に沿っ

た回答をするという特性を意味する。)及び被暗示性(例えば質問者が回答をほのめかすような質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性を意味する。)が特に強いこと等の特性を有することから、調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。

(2) 調査を行うことができる職員(訓令第48条関係)

ア 根拠

法第6条の2第3項の規定に基づき、警察官は、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する等として本部長が指定した少年警察補導員に、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を除く調査をさせることができる。

イ 調査に当たる少年警察補導員の指定

本部長は、警察職員の職務等に関する規則第1条に基づき、少年警察補導員のうちから、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を、当該職員に指定することができる。

ここでいう教育訓練とは、触法調査のために必要な専門的知識である、可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性、発達障害等の特別な事情を持つ少年の特性及び低年齢少年の特性を踏まえた質問等の調査要領についての研修等をいう。

ウ 調査の範囲等

当該職員は、上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(3) 調査主任官(訓令第49条関係)

本部長又は署長は、個々の事件につき、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるため、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々の触法少年事件につき、調査主任官を指名するものとする。

なお、指名に当たっては、調査主任官に指名され得る者をあらかじめ指名しておくのではなく、個々の触法調査に係る事件について事件の内容、所属の職員の調査能力等を勘案すること。

(4) 付添人の選任等(訓令第50条関係)

ア 付添人制度の主旨等

改正法において、触法調査に関し、警察官による強制処分等の調査手続に係る規定が整備されたことに伴い、少年のより一層の利益の擁護を図るため、少年及び保護者が弁護士である付添人を選任できることとされた。

この趣旨を踏まえ、触法少年と疑うに足る相当の理由のある者(以下(5)、(6)、(8)、(11)イ、(12)及び(13)において「少年」という。)又はその保護者に対して、付添人制度について分かりやすく説明すること、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うこと等に配慮するものとする。

イ 選任手続

弁護士である付添人の選任届の受理については、付添人を選任することができる者(少年又は保護者)又は付添人から両者が連署した選任届を差し出させるものとする。

選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(5) 呼出し上の留意事項(訓令第51条関係)

ア 基本的留意事項

触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(触法少年又はぐ犯少年に係る事件の調査に関する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。)別記様式第39号の呼出状をいう。)の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

イ 本部長又は署長の指揮

少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

ウ 保護者等への連絡

少年を呼び出すに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

ただし書の「連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるとき」の例としては、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれが著しい場合、証拠隠滅のおそれが著しい場合等が挙げられる。

エ 配慮事項

(ア) 当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出すことを避けなければならない。

(イ) 呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

例えば、学校に直接呼出しの連絡をすること、少年の授業中に呼び出すこと、制服警察官が呼出しに行くこと等当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは避けるべきであり、少年の保護者を呼び出す場合においても、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(ウ) 少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮するものとする。

(エ) 呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めるものとする。

オ 呼出簿の作成

少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿(様式を定める訓令別記様式第40号の呼出簿をいう。)に所定の事項を確実に記載してその処理経過を明

らかにしておかなければならない。

カ 参考人の呼出し

被害者その他の参考人として少年を呼び出すときにも、これらの事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

(6) 質問上の留意事項（訓令第52条関係）

ア 基本的事項

(ア) 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮し、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

(イ) 質問の時間については、できる限り、少年の授業中を避けるものとする。また、質問の場所については、事務室等一般人の出入りが多い場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とするものとする。

(ウ) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いるとともに、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めるものとする。

(エ) 少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならないのは明らかである。

そのため、「分からないこと」や「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等を伝えること。この場合においては、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配慮するものとする。

(オ) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めるものとする。

イ 連絡及び立会い

(ア) 保護者等への連絡

少年に質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。ただし書の趣旨については、10(5)ウに定めるとおりである。

(イ) 保護者等の立会い

少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

規則では、「適切と認められる者」の例として保護者が規定されているが、その他、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が対象となり得るところである。

適切と認められるかどうかについては、当該少年の保護又は監護の観点から個別に判断するものとする。その上で、立会いをさせるかどうかは、低年齢少年の特性に配慮しつつ、「当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資する」との趣旨に合致するかどうかという観点から、個別の事案に即して判断するものとする。

ウ 参考人の質問

被害者その他の参考人として少年に質問するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮すること。

(7) 犯罪の疑いがある場合の措置（訓令第53条関係）

低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法上犯罪が成立せず、当該少年の当該行為につき逮捕及び捜査のための捜索、差押若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行う等、捜査の手続によってその事件を取り扱うことはできない。

しかし、触法少年事件であると断定できない段階では、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くす必要がある。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(8) 強制の措置等（訓令第54条関係）

ア 令状請求権者

触法調査に係る捜索、差押、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、規則第21条の規定によるものとする。

イ 原則

触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。

ウ 配慮事項

強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

エ 記録化

令状の請求をしたときは、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号の令状請求簿をいう。以下同じ。）により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(9) 還付公告等（訓令第55条関係）

押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条に定めるところによるものとし、その実施要領については別に定める。

(10) 強制捜査の後に触法少年に係る事件であることが判明したときの措置（訓令第

56条関係)

ア 逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合

当該少年は直ちに釈放しなければならない。この場合でも、逮捕手続書及び弁解録取書を作成して逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。特に、緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、逮捕状を請求しなければならない。また、逮捕手続書には、既に釈放した旨を記載するものとする。

イ 捜査のための捜索等により証拠物を差し押さえた後、触法少年に係る事件であることが判明した場合

当該証拠物は直ちに還付手続を開始しなければならない。還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は訓令第54条に定めるところにより措置するものとする。

ウ 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕状等の令状の発付を得ている場合

捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための捜索、差押、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

(11) 児童相談所への送致又は通告（訓令第57条及び第58条関係）

触法調査の結果、触法少年事件を送致又は通告する場合については、規則第22条、第23条及び第24条並びに警察職員の職務等に関する規則第3条の規定によるものとする。

事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

ア 送致

触法調査の結果、法22条に該当すると認めた事件及び家庭裁判所の審判に付すべきであると認められた事件は、児童相談所に送致しなければならない。この際、触法少年事件送致書（様式を定める訓令別記様式第32号の触法少年事件送致書をいう。）を作成し、これに身上調査表その他関係書類を添付すること。

イ 通告

触法調査の過程において、少年が要保護児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められたときは、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号の児童通告書をいう。以下同じ。）により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該様式の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく児童通告書を作成し送付するものとする。

(12) 少年の一時保護に係る留意事項（訓令第59条関係）

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

ア 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。

なお、留置施設の部屋の使用はできない。

イ 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他の自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。

ウ 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。

(13) 少年に所持させることが不適當な物件の措置（訓令第60条関係）

ア 押収手続等

触法少年事件の証拠物及び法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件（以下「証拠物等」という。）については、法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

なお、少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

上記のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、訓令第45条の規定を準用する。

イ 証拠物等の取扱い

証拠物等の取扱いについては、石川県警察証拠物件取扱保管に関する訓令（平成8年石川県警察本部訓令第1号）及び平成8年1月4日付け捜一甲第1号、務甲第3号、生企甲第4号、交企甲第2号、公甲第2号「石川県警察証拠物件取扱保管に関する訓令の制定について（通達）」を準用する。

(14) 指導教養（訓令第61条関係）

本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする。また、本部長及び署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

11 ぐ犯調査

(1) ぐ犯調査の基本（訓令第62条関係）

犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（以下(4)、(8)及び(9)において「少年」という。）を発見した場合は、法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

(2) ぐ犯調査を行うことができる職員（訓令第63条関係）

触法調査を行う職員として本部長が指定した少年警察補導員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。この場合において、本部長は、警察職員の指定に係る当該教育訓練の際にぐ犯調査の実施要領についての指導教養も実施することなどにより、適正な職務執行を確保するものとする。

(3) 調査主任官（訓令第64条関係）

本部長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯事件につき、調査主任官を指名するものとする。調査主任官の趣旨及び指名については訓令第49条に定めるとおりである。

調査主任官は、当該事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、少年の特性に対する深い理解をもって、職務に当たるものとする。

(4) 呼出し・質問上の留意事項（訓令第65条関係）

ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、下記事項に留意すること。

ア 呼出し

(ア) 基本的留意事項

ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（様式を定める訓令別記様式第39号の呼出状をいう。）の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

(イ) 本部長又は署長の指揮

少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

(ウ) 保護者等への連絡

少年を呼び出すに当たっては、原則として、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。ただし書の趣旨については、10(5)ウに定めるとおりである。

(エ) 配意事項

呼出しに当たっては、訓令第40条に定めるとおり、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配意するものとする。

呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めるものとする。

(オ) 呼出簿の作成

少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号の呼出簿をいう。）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

イ 質問

少年に質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。た

だし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときはこの限りでない。ただし書の趣旨については、10(5)ウに定めるとおりである。

ぐ犯調査に係る質問については、訓令第41条に定めるところに準ずるものとし、低年齢少年たるぐ犯少年事件の調査のための質問については、規則第32条第2項及び第3項に定めるもののほか、訓令第52条に定めるところに準ずるものとする。

(5) 低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮（訓令第66条関係）

低年齢少年のぐ犯少年と認められる者を呼出すに当たっては、訓令第65条に定めるもののほか、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮し、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出すことを避けなければならない。

(6) ぐ犯少年事件の送致又は通告（訓令第67条関係）

ぐ犯少年事件の送致又は通告については、規則第33条の規定によるものとする。

事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(7) ぐ犯少年についての緊急措置（訓令第68条関係）

家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

ぐ犯少年に対して法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、訓令第59条に掲げる事項に留意するものとする。

(8) ぐ犯少年の一時保護に係る留意事項（訓令第69条関係）

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、ぐ犯少年を一時保護する場合においても、訓令第59条に掲げる事項に留意するものとする。

(9) 少年に所持させることが不適當な物件の措置（訓令第70条関係）

少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件をぐ犯少年が所持していることを発見したときは、訓令第45条の定めるところによるものとする。

(10) 指導教養（訓令第71条関係）

本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、少年の心理その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする。また、本部長及び署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

12 児童虐待（訓令第81条関係）

(1) 基本的事項

児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであることから、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図ること。

児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童に対するカウンセリング等の支援、少年警察部門への情報の集約と組織としての的確な対応を

進めることとする。また、再発を防止するために保護者に対する助言又は指導を行うものとする。

(2) 児童虐待への対応

児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第10条に基づく援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。

13 記録の作成について

少年に係る事件・事案等の取扱いについては、少年警察部門に備えた下記の簿冊等により個々の事件・事案毎にその指揮及び処理等の経過を明らかにしておくものとする。

(1) 少年事件処理簿（訓令第82条関係）

少年事件処理簿（様式を定める訓令別記様式第44号の少年事件処理簿をいう。以下同じ。）を備え、触法少年事件又はぐ犯少年事件について、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他事件の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合においては特に2(1)から(4)に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

なお、犯罪少年については、事件を送致又は送付したとき、犯罪事件処理簿を作成するものとする。

(2) 少年事案処理簿（訓令第83条関係）

少年事案処理簿（平成19年12月7日付け少甲達第44号「少年事案処理簿の記載要領について（通達）」別記様式の少年事案処理簿をいう。）を備え、不良行為少年、要保護少年、被害少年の事案について、その処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合においては、特に2(5)及び(6)に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(3) 少年相談受理簿（訓令第84条関係）

少年相談受理簿（昭和60年5月7日付け防発第299号「石川県警察少年相談実施基準の制定について（通達）」別記様式第2号の少年相談受理簿をいう。）を備え、少年相談の取扱いについて、明らかにしておくものとする。

(4) 呼出簿（訓令第85条関係）

9(2)エ、10(5)オ及び11(4)オに定める呼出簿を備え、犯罪少年事件の捜査、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておくなければならない。

(5) 令状請求簿（訓令第86条関係）

令状請求簿を備え、訓令第54条第1項の令状を請求したときは、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておくなければならない。

なお、犯罪少年事件の捜査については、規範別記様式第13号に定める令状請求簿によること。

(6) 少年カード（訓令第87条関係）

送致又は通告の措置をとった非行少年(交通法令違反に係る非行少年及び刑法第208条の2又は第211条の罪に係る非行少年を除く。)及び警察限りの触法少年についてその適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード(平成19年12月7日付け少甲達第45号、捜一甲達第116号、交企甲達第88号「身上調査表、少年カード及び少年事件に係る犯罪事件処理簿の作成要領について(通達)」別記様式の少年カードをいう。)を作成するものとする。